

平成 3 1 年 1 月 1 6 日
四 国 電 力 株 式 会 社

法令改正に伴う伊方発電所 3 号機原子炉設置変更許可について

当社は、平成 3 0 年 5 月 1 6 日、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等（以下「法令」という。）の改正に伴い、記載の適正化を行うため、伊方発電所 3 号機の原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出しました。

その後、9 月 2 8 日、1 0 月 3 1 日および 1 2 月 1 4 日に補正書を原子力規制委員会へ提出しました。

（同日お知らせ済み）

本日、原子力規制委員会より、本申請についての許可をいただきました。

なお、本許可により、伊方発電所 3 号機の設計変更や設備の改造工事を行うものではありません。

参考：法令改正の概要

1. 柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見として、下記の 3 点が規制要求として追加された。
（平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日公布・施行、経過措置期限は平成 3 1 年 1 月 1 日以降の最初の施設定期検査終了日）
 - ①原子炉格納容器の過圧破損を防止するための対策
 - ②使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策
 - ③原子炉制御室の居住性を確保するための対策
2. 平成 2 8 年 1 1 月に発生した、地震による福島第二原子力発電所の使用済燃料貯蔵槽のスロッシング（水面揺動）で、放射性物質を含む水が流出した事象を踏まえ、放射性物質を含む液体を内包する配管、容器その他設備から当該液体があふれた場合においても管理区域外への漏えいを防止することが規制要求として追加された。
（平成 3 0 年 2 月 2 0 日公布・施行、経過措置期限平成 3 1 年 2 月 1 9 日）

以 上